令和８年 11 月４日

令和９年度

サービス・活動事業「教室型通所事業」

一般介護予防事業「ここから介護予防教室事業」

実施事業者募集要項

枚方市　健康福祉部　健康づくり課

1．実施目的

(1) 事業の目的

一定期間の通所及び個別支援により、地域活動への参加に向けた体力づくり・生活機能向上を行い、外出、運動の習慣化を行うこと。また、通所修了後は通いの場や各種インフォーマルサービスなどにおける社会参加を継続し、自主的な介護予防の取り組みに繋げること。

(2) 募集の背景

サービス・活動事業である「教室型通所事業」と一般介護予防事業である「ここから介護予防教室」を同一施設で行うことにより、効果的かつ連続的な介護予防の支援体制を整備するため、実施事業者を募集する。

2．事業の概要

(1) 各事業の概要について

1） 教室型通所事業

要支援認定者及び事業対象者を対象とした運動機能向上、社会参加の促進を目的とした教室。

2） ここから介護予防教室

枚方市在住の 65 歳以上の高齢者を対象とした運動機能向上、社会参加の促進を目的とした教室。

※事業の詳細な仕様は**5．各事業の仕様概要**に記載

(2) 事業実施期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ひらかた高齢者保健福祉計画第 10 期の期間中(令和 10 年度及び令和 11 年度)においても市と事業者が単年度ごとに契約締結に関する協議を行うものとする。

3．募集について

(1) 申込要件

1） 実施事業者は法人格を有し、募集を行うエリアにおいて事業実施を行う事業所があること。申込できる事業所数は 1 法人につき 1 か所までとする。

2） 高齢者の運動指導のための教室運営の経験を有している団体であること。

3） サービス・活動事業「教室型通所事業」及び一般介護予防事業「ここから介護予防教室」の両事業の実施により、同一施設による一体的な事業運営が可能なこと。

4） 申込締切日において、枚方市入札参加停止の措置等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

5） 枚方市暴力団排除条例第 8 条に掲げる措置要件に該当していないこと。

6） 介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備における「第 1 層協議体」の構成員

でないこと。

7） 第 1 層協議体の構成員が役員、顧問その他の重要職として所属・関与する法人その他の団体でないこと。

8） 6）に掲げる者と、資本面・人事面・契約関係等において継続的かつ直接的な密接関係を有する者でないこと。

9） 「4 -（2）失格事項」にあたらないこと。

10）本件に参加できる者は、申込書類提出期日において**（1）申込要件**の全てを満たすものとする。

(2)　エリア、採択予定とする事業所数について

1） 採択事業者数は市全体で最大計 5 事業者、エリアごとの極端な偏在を防ぐため 1 エリアにつき最大 2 事業者までとする。なお、いずれの採択においても総点数の 50%未満の事業者は対象外とする。

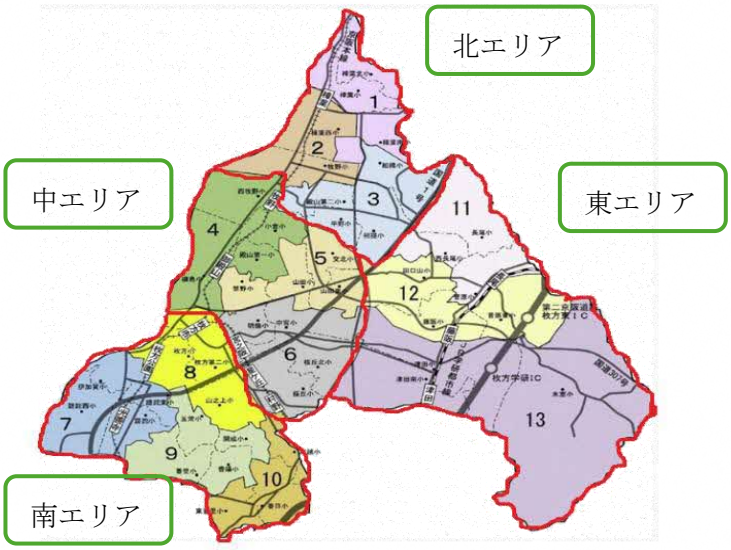
2） 市内 4 エリア（北・中・南・東）において、各エリアで最も高い点数である 1 事業者（最大計 4 事業者）を採択する。

3） 上記 2）で採択されなかった全事業者のうち、エリアを問わず最も点数が高い 1 事業者を採択する。

4） 応募なしや基準点未達等により上記 2）3）での採択数が計 5 事業者に満たない場合は、未採択の事業者から点数の高い順に最大計 5 事業者まで採択する。ただし、同一エリアの採択数が 2 事業者を超える場合は、他エリアの次点者を繰り上げる。

エリア分けについては以下の表の通りとする。

エリア	該当の日常生活圏域
北	第 1 圏域、第 2 圏域、第 3 圏域
中	第 4 圏域、第 5 圏域、第 6 圏域
南	第 7 圏域、第 8 圏域、第 9 圏域、第 10 圏域
東	第 11 圏域、第 12 圏域、第 13 圏域



(3) 募集要項、質疑について

1) 募集要項、申込書類様式の配布

- 令和 8 年 11 月 4 日(水)(事業者説明会実施日)から令和 8 年 11 月 20 日(金)まで
- 配布方法：健康づくり課での配布、枚方市ホームページ上でのダウンロード

2) 質疑について

- 質疑は所定の書式（様式 5）を電子メールに添付して送信すること。
- メールの件名は以下の通りとすること。
  【質疑】令和 9 年度「教室型通所事業」「ここから介護予防教室事業」実施
- 提出先メールアドレス：kenkokaigo@city.hirakata.osaka.jp
- 質疑受付期間：11 月 5 日(木)午前 9 時から 11 月 11 日(水)午後 5 時まで
- 質疑に対する回答は 11 月 16 日(月)に枚方市健康づくり課ホームページ上にて掲載する。

(4) 申込の受付について

1) 申込提出書類

- 別途定める様式の申込書類一式（様式 1 ～ 4 ）の提出をもって申込とする。

2) 提出方法：電子メールに添付、若しくは健康づくり課に直接提出すること。

- 電子メールに添付での提出の場合、メール件名は以下の通りとすること。
  【申込】令和 9 年度「教室型通所事業」「ここから介護予防教室事業」実施
- 提出先メールアドレス：kenkokaigo@city.hirakata.osaka.jp

3) 申込受付期間

- 受付開始：令和 8 年 11 月 5 日(木)
- 受付締切：令和 8 年 12 月 4 日(金)午後 5 時必着

4）申込書類の取扱い

・　申込提出書類は選考結果に関わらず返却を行わない。

(5) 選定の方法について

選定基準により審査し、実施事業者を選定する。また審査の結果、採択に必要な基準の点数(評価の点数が満点の 50%)を満たした事業所が採択予定数に満たない場合、全てのエリアで採択を行わない場合がある。また採択後に事業実施計画の内容変更は認めない。

(6) 委託単価(予定) ※令和 9 年度当初予算案が市議会において可決されなかった場合、又は減額された場合は単価を変更することがあります。

1）教室型通所事業

・　教室開催基本料：15,000 円/1 回

・　従事者追加加算(利用者 5 人以上 10 人以下)：5,000 円/1 回

・　送迎実施加算：2,500 円/日

2）ここから介護予防教室

・　教室開催基本料：20,000 円/1 回

※　両事業共に教室開催時のみ委託料が発生する単価払いとする。

(7) 選定にかかるスケジュールについて

以下の表の通りとする。

実施内容	日時
実施要項の公表・説明会の実施	11 月 4 日(水)
質疑の受付	11 月 5 日(木)午前 9 時から 11 月 11 日(水)午後 5 時まで
質疑への回答	11 月 16 日(月)
申込書類受付期間	11 月 5 日(木)から 12 月 4 日(金)午後 5 時まで(必着)
選定結果の公表予定日	令和 9 年 1 月上旬
委託契約の締結	令和 9 年 2 月以降
事業の開始	令和 9 年 4 月 1 日

4．選定結果の通知・失格事項について

(1) 選定結果の通知

選定の結果を令和 9 年 1 月上旬、申込した事業者全てに文書にて通知を行う。

(2) 失格事項

受付開始以降、次のいずれかに該当した場合は理由の如何を問わず失格とする。

1）　申込書類において虚偽の内容を記載したとき。

2）　申込に関して談合等の不正行為があったとき。

3）　選定の執行を妨げる行為があったとき。

4）　法令ならびに、枚方市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ申込書を

提出した場合。

5） 審査の公平性を害する行為があったとき。

6） 申込書類の内容がほかの申込者の申込書類と著しく類似している、又は実質的に同一であると認められる場合、関係する全ての申込者を失格とする。

7） 申込書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

５．各事業の仕様概要

以下に記載する仕様内容は「仕様概要」である。具体的な実施手順、運用ルール等の詳細な仕様については、事業者選定後の契約締結時に本市が事業者に提示するものとする。

(1)　教室型通所事業

1）事業内容

・　対象者：要支援認定者又は事業対象者
・　教室は以下の①～⑫の内容を含む
①　運動器の機能向上実技を中心とした実施
②　「ひらかた元気くらわんか体操」の導入
③　認知症予防、栄養改善、口腔機能向上などの講義・実技の追加（任意）
④　毎回実施前のバイタルチェック等による心身状態の把握
⑤　社会参加に向けた講義の実施(市が準備・指定した講義資料を使用)
⑥　事前・事後評価の実施
⑦　最終目標の設定、目標達成に関する個別の指導
⑧　一般介護予防事業、街かど健康ステーション、地域の社会資源への接続の支援
⑨　オンライン教室参加指導（端末操作等を含む）や市の社会資源の紹介・支援
⑩　参加者募集のためのちらしの作成
⑪　利用者ごと個別の報告書の作成
⑫　担当ケアマネジャーとの連絡、情報共有

2）実施期間・回数

・　原則：1 クール全 12 回（3 か月間）
　状態の明確な改善が見込まれる場合、ケアマネジャーの判断により最大 2 クール（通算 24 回・6 か月間）まで可能
・　実施時間：教室 1 回あたりの実施時間：60 分以上（準備・片付けを除く）
・　事前・事後評価（体力測定）：教室の実施時間以外の教室の前後の時間に実施すること。

3）実施日時・場所

・　実施頻度・日時：週 1 回、全回を通じて同一曜日・同一時間帯で実施
・　実施時間帯の目安：午前：午前 9 時～午後 0 時 30 分
　　午後：午後 1 時～午後 4 時 30 分
・　土日・祝日・年末年始の開催は市と協議のうえ決定すること。
・　会場は実施事業者の自施設にて、同一施設（同一建物内可）で全回実施すること。
・　会場が最寄りの駅かバス停から 1 ㎞以内、または送迎での対応が可能であること
・　本事業の実施時間中は、同一場所での他事業の併行実施は不可
・　会場の広さは 50 ㎡以上の有効スペースを確保すること。

・　会場が 2 階以上の場合は、エレベーターの設置又は階段昇降時の見守り体制を確保すること。

4）定員について

・　1 教室あたりの定員は最大 10 名
・　主たる従事者 1 名に対し、参加者は最大 4 名までとし、参加者が 5 名以上の場合は、補助従事者を最低 1 名配置すること。

5）従事者要件・人員体制について

主たる従事者

・　理学療法士、作業療法士、健康運動指導士の有資格者とする。
・　上記に該当する有資格者が従事できない場合、高齢者の運動指導経験が 3 年以上ある者でも可能とする。
・　全回を通じて、同一の人物 1 名以上が従事すること。

補助従事者

・　高齢者の心身状態、自立支援の概念に精通し、安全に事業を遂行できる者

6）参加者の受付について

・　参加申込は介護支援専門員が市へ行う。実施事業者は市から参加者に関する書類を受け取り事業実施の日程調整を行うこと。

(2) ここから介護予防教室

1）事業内容

・　対象者は 65 歳以上の高齢者。
・　介護予防を目的とした高齢者向けの低負荷運動を各施設固有のプログラムで実施すること。
・　運動機能向上を目的とした実技を中心とした実施とすること。
・　運動の目的や効果を説明した上で実技指導を行い、終了後も継続できる工夫（「ひらかた元気くらわんか体操」等）を取り入れること。
・　毎回実施前の体調確認等による心身状態の把握を行うこと。
・　受講者同士の交流や仲間づくりを促す声掛け・案内を行うこと。
・　参加者募集のためのちらしの作成を行うこと。
・　参加者アンケートの実施、集計、報告を行うこと。
・　ひらかたポイント事業を実施し、参加者にポイント付与を行うこと。

2）実施期間・回数

・　年間 4 クール（1 クール＝3 か月）を実施すること。
・　1 クールあたり「週 1 回・全 12 回」を 1 クラスとすること。
・　1 クール内で最大 2 クラスまで実施可能とする。
・　各クールの実施時期目安

第 1 クール：4 月～6 月　 第 2 クール：7 月～9 月

第 3 クール：10 月～12 月 第 4 クール：1 月～3 月

上記以外の時期に実施する場合は、事前に市と協議のうえ決定する

3）実施日時・場所

- 教室 1 回あたりの実施時間：60 分以上（準備・片付けを除く）
- 全回を通じて原則として同一の曜日・時間帯で開催すること。
- 時間帯の目安：午前：午前 9 時 ～ 午後 0 時 30 分の間

  午後：午後 1 時 ～ 午後 4 時 30 分の間
- 土日・祝日・年末年始の開催は市と協議のうえ決定すること。
- 会場は実施事業者の自施設にて、同一施設（同一建物内可）で全回実施すること。
- 会場が最寄りの駅かバス停から 1 ㎞以内であること。
- 定員 1 人あたり 3 ㎡以上の有効スペースを確保すること。また従事者の指導スペースとして別途 5 ㎡以上を確保すること。
- 事業実施時間中は、同一場所での他事業の併行実施は不可とする。

4）定員について

- 1 教室（1 クラス）あたりの定員は 15 名以上とし、最少履行人数は 3 名とする。
- 教室開始時点で定員に達していない場合は随時受付を行い、途中からの参加希望にも対応すること。

5）従事者要件、人員体制について

- 各回 1 名以上を配置し、参加者が 21 名以上の場合は 2 名以上配置すること。
- 原則として 1 クール（3 か月間）を通じて同一人物が 1 名以上従事すること。
- 主たる従事者の要件は高齢者の運動指導等において実績や経験を有していること。
- 理学療法士、作業療法士、健康運動指導士の有資格者であることがより望ましい。

6）参加者の募集・受付

- 受付開始は原則として実施 1 か月前からとし、実施事業者が原則電話にて先着順又は抽選で受付を行う。
- 教室型通所事業の修了者、市の定める優先利用者、合理的配慮が必要な利用者については、市が別途指定する方法にて受付する。

（3）両事業共通

1）利用者の参加料

- 無料とする。

2）再委託について

- 実施事業者は当該業務を第三者へ委託してはならない。ただし業務の一部を委託する場合であって、書面により市の承認を受けたときは、この限りではない。

3）書類の提出及び連絡窓口の設置

- 実施事業者は、開催計画書や評価書類、請求書・実績報告書等、本事業に必要な各

種提出書類を市の指示に従い適宜提出すること。

・　施設の営業時間に市との連絡が可能な窓口を設置すること

4）損害賠償責任

①　委託業務の履行に関して第三者に損害を及ぼした場合は、実施事業者がその処理に当たるとともにその損害賠償の責任を負うものとする。ただし、その損害のうち市の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

②　実施事業者は、①に掲げる損害が生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を市に報告するとともに、発生後３営業日以内に書面にて報告書を提出すること。

③　実施事業者は本事業の実施にあたり、参加者の傷害事故及び第三者への損害に備え、本事業の内容に適した傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。当該保険により補償されない損害が生じた場合は実施事業者がその責任を負うものとする。

5）安全管理体制

・　事故発生時の対応を含めた安全管理のマニュアルを作成すること

・　緊急時の心肺蘇生等の応急手当を実施できる体制を整えること

6）契約解除要件

・　契約締結時に別途市が提示する契約解除要件のいずれかに該当したときは、市は本契約を解除することができる。

7）情報の保護及び守秘義務

・　本事業で知り得た個人情報の内容は適正に管理し、第三者への漏洩を防止すること。また、知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。

・　事業の委託期間終了後は、個人情報が記録された資料は全て市に返還し、磁気媒体等に記録したファイルは全て削除すること。（個人情報の保管は市が行う）